

20140516 園田真理子（明治大学）

住宅扶助に係る各種調査等に関する意見

■手法の矛盾点と家賃および住宅水準の相対的な水準だけを求めることへの懸念

・ 検証手法①の住調のデータの中に、生活保護世帯（民間賃貸の約 5%）が含まれてしまっている。

（参考）

生活保護世帯数の居住場所（被保護者世帯全国一斉調査：2011.7）

1,469 千世帯：公営住宅 248 千世帯（16.9%）、民間借家・借間世帯 994 千世帯（67.6%）
その他 227 千世帯（15.5%）

・ 一般低所得世帯の家賃額、一般低所得世帯の住宅水準の把握→いずれも 2008 年時点の相対的な家賃と住宅水準を把握することになるが、それだけでよいのか。

➤ 提案

- ・ 住宅水準を一定（ナショナルミニマムの設定）にした場合の、家賃水準の把握
- ・ 生保世帯が適正な住宅水準を確保できているかどうかの検証

（追加分析案）

→ 住調：住宅水準を一定（例：最低居住面積水準）にした場合の、家賃分布の把握

→ 生活保護世帯の実態：①住宅水準の分布の把握 ②住宅水準区分別（最低居住面積水準以上・最低居住面積水準未満）の家賃分布の把握

■タイムラグが発生することの問題

- ・ 住調データは 2008 年 10 月調査であり、5 年以上前のデータである。
- ・ 生活保護費の不正受給等が社会的な問題になった時期（2012.4 頃）と、現時点での時間経過による社会経済状況の変化をどう考えるのか。

- 時期にかかわらず、その時々の家賃相場（水準）を的確にとらえる手法の開発の必要性

■その他の懸念事項

- ・ 住宅扶助費の受け取り先が、民間家主が大宗（民間賃貸住宅市場の 5%相当）を占めることの経済的な影響